

令和元年11月5日より、過去に名乗っていた氏（旧氏）を、
住民票やマイナンバーカード等に記載できます。

【旧氏とは】

過去の戸籍上の氏（旧姓）のことです。
戸籍、または除かれた戸籍の身分事項欄
に記載されています。

出生事項（省略）
平成三十年 月 日
旭川市
東川
はなこ
戸籍から入籍

この氏（姓）が”旧氏”です。

身分事項	《省略》
出生	《省略》
婚姻	【婚姻日】…… 【配偶者氏名】…… 【従前戸籍】北海道旭川市……番地 東川 はなこ

旧氏を記載するためには手続きが必要です

【手続きの場所】 市民課3番窓口（市役所 総合庁舎1階）、各支所

【お持ちいただくもの】

- 戸籍謄本等（現在の戸籍）
⇒ 現在の戸籍に記載を求める旧氏が載ってない場合は、
「記載を求める旧氏の記録がある除かれた戸籍」から「現在の戸籍」に繋がるまでの、
関係する全ての戸籍謄本等及び除籍謄本等が必要です。
- 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート など）
- マイナンバーカード（お持ちの方はご持参ください。旧氏を追記します。）
- 委任状（代理人が同一世帯ではない場合 又は 法定代理人ではない場合）

旧氏は次の書類等に記載されます

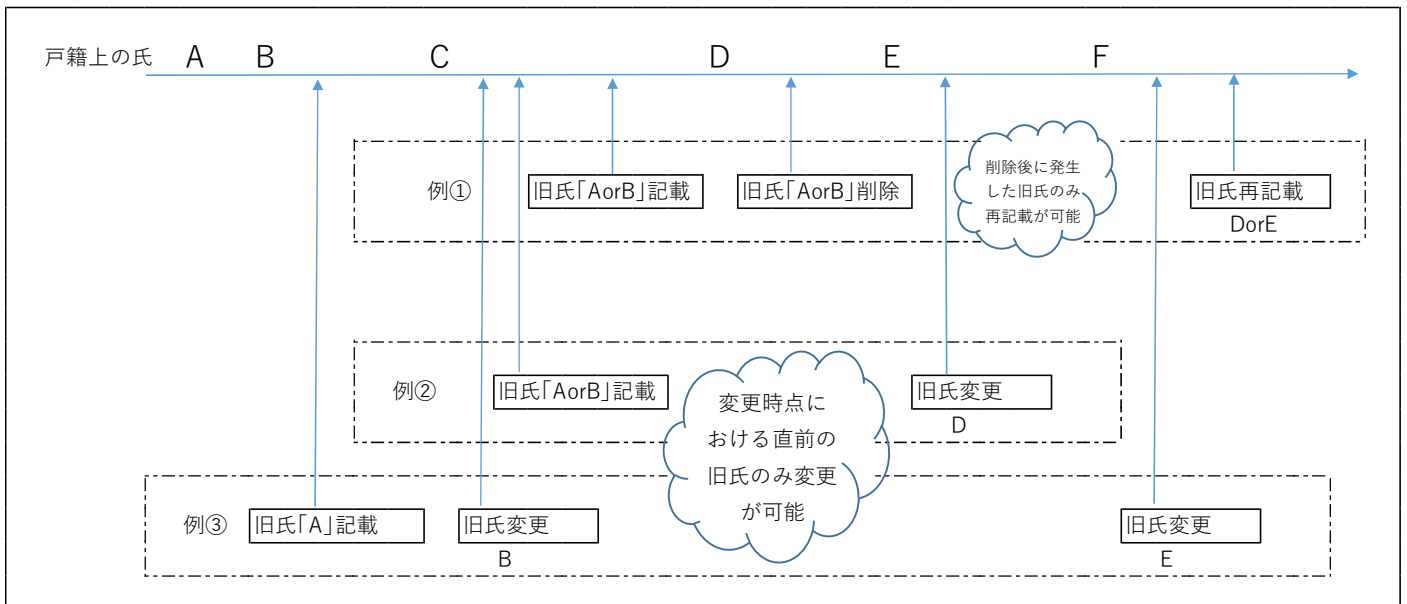
- 住民票 ・ 住民票記載事項証明書
- 印鑑登録証明書
⇒旧氏の印鑑で登録ができます。登録できる印鑑は一人一個ですので、すでに印鑑登録されている場合は再登録となります（再交付手数料400円がかかります）。
- マイナンバーカード（署名用電子証明書）
⇒すでにお持ちの方は、旧氏を追記します。
- 転出証明書（旧氏を記載している方が旭川市から転出する場合。新しい住所地でも旧氏が記載されます。）

!!! 旧氏を記載している方は、旧氏が必ず記載されます。省略することはできません。 !!!

【お問い合わせ】 市民課（総合庁舎1階 3番窓口）
Tel 25-6204

旧氏を記載されるお客様へ

- 住民票・印鑑証明書に必ず旧氏が記載されます。記載を省略することはできません。住民票等への記載を希望しない場合は、旧氏を削除する手続きをしてください。
- 旧氏を削除したあと再び記載を希望する場合は、削除後に変更になった旧姓のみ、記載請求をすることができます。旧氏削除後に変更になった、旧姓の記載された戸籍の添付が必要です。
- 戸籍の届出等で氏が変わっても、記載している旧氏を引き続き使用できます。直前の旧姓を旧氏として記載したい場合は、直前の旧姓が記載された戸籍を添付の上変更手続きが可能です。現在記載している旧氏を、記載する前の旧姓への変更はできません。



旭川市各種手続き及び届出に関しては各担当課及び金融機関等へ直接ご確認ください。